

新潟県農地・水・環境保全向上対策事業 (共同活動支援事業・営農活動支援事業) 実施要領

平成19年7月13日制定

農建第436号

農園第129号

平成20年3月26日制定

農建第927号

農園第364号

(目的)

第1 この要領は、農地・水・環境保全向上対策事業の実施について、次に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- (2) 農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長及び農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）
- (3) 新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）
- (4) 新潟県農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱（平成19年7月13日付け農建第442号。以下「県交付要綱」という。）

(実施方針)

第2 この事業は、担い手の育成・確保、経営発展と優良農地の保全を図ることを目的として、農家及び非農家が参加して行う農地・水・農村環境等を保全・向上するための共同活動を支援するとともに、安全で安心な新潟ブランドイメージを確立するため、農薬や化学肥料を大幅に低減する技術の確立と地域への定着を目指し、基準に合致した環境保全型農業に取り組む農業者に対し、共同活動と一体的に支援することを目的とする。

(事業種類)

第3 この事業の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 共同活動支援事業
- (2) 営農活動支援事業
 - ア 営農基礎活動支援
 - イ 先進的営農支援

(事業内容)

第4 知事は、実施要綱第5に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱別紙1第4の2に定める対象活動組織（以下「活動組織」という。）に対して交付する、実施要綱第2に定める国の支援交付金と一体的に県の補助金（以下「県補助金」と

いう。)を交付する。

- 2 各事業種別（支援内容別）の実施内容及び諸手続等の詳細については、共同活動支援については別紙1、営農基礎活動支援及び先進的営農支援については別紙2で定める。
（書類等の閲覧）

第5 知事は、必要に応じて地域協議会の経理内容を調査し、事業の実施及び補助金の交付等に係る書類等の閲覧を求めることができる。

（補助金の返還）

第6 地域協議会長は、実施要領第4の11から13及び第5の12から14に基づき対象活動組織の代表者から返還された支援交付金及び地域協議会の資金残額のうち、県が補助した分を知事に返還するものとする。

（書類等の保管）

第7 地域協議会は、事業の実施及び補助金の交付等に係る書類等を、事業が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

（提出書類の経由及び事務処理等）

第8 この要領の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域振興局長を経由しなければならない。

- 2 事業実施に当たり提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統等については、別表1によるものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

(別紙 1)

共同活動支援事業の実施内容

(地域協議会の手続き)

- 第1条 地域協議会長は、実施要領第1の1の(2)のイにより北陸農政局長から地域協議会の承認(変更)の通知があった場合は、地域協議会の承認(変更)申請書及び地域協議会の承認(変更)通知の写しを知事に提出するものとする。
- 2 地域協議会長は、実施要領第4の2の(1)のウにより北陸農政局長から地域協議会の実施方針等の承認(変更)の通知があった場合は、地域協議会の実施方針等の承認(変更)申請書及び地域協議会の実施方針等の承認(変更)通知の写しを知事に提出するものとする。
- 3 地域協議会長は、実施要領第4の2の(3)のウにより北陸農政局長から地域活動指針の承認の通知があった場合は、地域活動指針の承認申請書及び承認通知の写しを知事に提出するものとする。

(事業の採択等)

- 第2条 共同活動支援事業の採択を受けようとする地域協議会長は、事業実施申請書(共同様式第1号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請を受けたときは、申請書を審査の上、当該地域協議会に県補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、農地部関係所管地域振興局の部長を経由して地域協議会にその旨を通知するものとする。ただし、採択の通知は、共同様式第2号による農地部長の予算の割当内示をもってこれに代えることができるものとする。

(助成)

- 第3条 知事は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が活動組織に対して共同活動支援事業に要する費用として交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して県補助金を助成するものとする。なお、県補助金は、平成19年4月1日以降の協定に位置付けた活動に充てるものとする。
- 2 県補助金の交付条件等は、県交付要綱によるものとする。

(補助金の交付方法)

- 第4条 知事は、対象となる農用地の総量及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会が資金を積み立てるための経費を助成する。
- 2 地域協議会長は、共同活動支援事業所要額調書(共同様式第1号)を策定し知事に提出するものとする。
- 3 地域協議会長は、所要額の変更が生じた場合は、共同活動支援事業所要額変更調書(共同様式第1号)を作成し、知事に申請するものとする。

(交付単価)

第5条 実施要綱別紙1第4の5に定める国の支援交付金の交付単価は、下表中の①とする。又、県補助金の交付単価は、下表中の②とする。

地目	① 国の10a当りの交付単価	② 県の10a当りの交付単価
田	2,200円	1,100円
畑	1,400円	700円
草地	200円	100円

(資金管理状況及び実施状況等の報告)

第6条 知事は、必要に応じて、地域協議会長に対し支援事業費の実施状況等について報告を求めることができる。

2 地域協議会長は、4月末までに支援事業費の資金管理状況報告書(共同様式第3号)を作成し、知事に報告しなければならない。

3 地域協議会長は、5月末までに支援交付金の実施状況報告書(共同様式第4号)を作成し、知事に報告しなければならない。

(別紙 2)

営農活動支援事業の実施内容

(実施基準)

第 1 条 営農活動支援事業における実施基準は、別表 2 に定めるとおりとする。

(実施申請及び事業の採択等)

第 2 条 地域協議会長は、事業実施計画書（営農様式第 1 号）を策定するとともに、事業実施申請書（共通様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められる場合は速やかに採択を決定し、農林水産部関係所管地域振興局の部長を経由して地域協議会にその旨を通知するものとする。

(事業の実施)

第 3 条 事業は、実施要領及び前条の規定により採択された事業実施計画等に基づき、地域協議会がそれぞれ所要の手続きを経て実施するものとする。

2 地域協議会長は、活動組織が作成する生産計画及び営農活動計画等、事業実施に必要な書類等を取りまとめるとともに、その内容等を十分確認し、事業の適正な実施を図るものとする。

3 事業の着手は、原則として当該事業実施計画の採択後とする。ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合には、第 2 条第 1 項による事業実施申請とともに採択前着手届（営農様式第 2 号）を地域振興局長に提出した上で着手するものとする。この場合において、対象事業として採択されないときは自力事業とする。なお、県交付要綱第 4 の(1)及び(2)で定める重要な変更における事業の着手についても同様の取り扱いとする。

4 地域協議会長は、毎年度、事業が完了したときは、事業完了報告書（営農様式第 3 号）を作成し、知事に報告するものとする。

(事務取扱)

第 4 条 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農産園芸課が行うものとする。

(助成)

第 5 条 知事は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。なお、平成 19 年度においては、第 3 条第 3 項によらず平成 19 年 4 月 1 日から事業採択までの期間の活動について助成することができるものとする。

2 県補助金の交付条件及び補助率等は、県交付要綱によるものとする。

(交付単価)

第6条 実施要綱別紙2第4の4に定める国の支援交付金の交付単価は、下表中の①とする。又、県補助金の交付単価は、下表②とする。

【営農基礎活動支援】

	① 国の営農活動対象区域の 1区域当たりの交付単価	② 県の営農活動対象区域の 1区域当たりの交付単価
営農基礎活動支援	100,000円	50,000円

【先進的営農支援】

作物区分	① 国の10a当 たりの交付単価	② 県の10a当 たりの交付単価
水稲	3,000円	1,500円
麦・豆類	1,500円	750円
いも・根菜類	3,000円	1,500円
茎葉菜類	5,000円	2,500円
果菜類・果実的野菜	9,000円	4,500円
うち施設トマト、 きゅうり、なす、 ピーマン、いちご	20,000円	10,000円
果樹・茶	6,000円	3,000円
花き	5,000円	2,500円
上記の区分に 該当しない作物	1,500円	750円

別表 1

書類の提出先、提出部数及び事務処理系統

1 書類の提出先

共同活動支援に係る書類にあつては、地域振興局の農地部関係課、営農基礎活動支援及び先進的営農支援に係る書類にあつては、農林水産部関係課に提出するものとする。

2 共同活動支援に係る書類及び提出先等

提出する書類	地域協議会の提出先	部数	事務処理系統 () 内は必要部数等
地域協議会承認（変更）通知（写し）	地域振興局	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
地域協議会実施方針等の承認（変更）通知（写し）	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
地域活動指針承認通知（写し）	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
事業実施申請書	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
所要額調書（変更）	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
資金管理状況報告書	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）
実施状況報告書	〃	2	→地域振興局（1） → 農地建設課（1）

3 営農活動支援に係る書類及び提出先等

提出する書類	地域協議会の提出先	部数	事務処理系統 () 内は必要部数等
事業実施申請書	地域振興局	2	→地域振興局（1） → 農産園芸課（1）
（採択前着手届）	〃	1	→地域振興局（1） → 農産園芸課（写し）
事業完了報告書	〃	2	→地域振興局（1） → 農産園芸課（1）
（参考） 補助金交付申請書 （変更を含む）	〃	2	→地域振興局（1） → 農産園芸課（1）
補助金実績報告書	〃	2	→地域振興局（1） → 農産園芸課（1）

実 施 基 準

事業主体	事業内容	実 施 基 準
農地・水・環境保全向上対策事業に係る地域協議会	<p>農地・水・環境保全向上対策事業（以下「事業」という。）における営農活動対象区域（以下「区域」という。）において行われる下記の取組等</p> <p>(1) 活動組織が、区域内で行う環境負荷低減に向けた推進活動（営農基礎活動支援）</p> <p>(2) 農業者がまとまりをもって行う化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減等の取組（先進的営農支援）</p> <p>【補助対象となる経費等】</p> <p>① 実施要領第5の6の(1)に定める推進活動に係る経費</p> <p>② 実施要領第5の5の(3)に示される要件を満たす作物の栽培面積から算出される額</p>	<p>1 対象区域</p> <p>(1) 事業において共同活動支援の対象地域であり、かつ市町村と協定を締結した区域であること。</p> <p>(2) また、事業の実施により、化学肥料・化学合成農薬の使用量を5割以上低減する栽培技術の導入・定着等が確実である区域であること。</p> <p>2 下記の支援要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 実施要領第5の5の(2)及び(3)に示される要件を満たすこと。</p> <p>(2) 先進的営農支援を受ける農業者は、実施要領第5の7の(1)の要件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 生産調整を実施している営農活動対象区域を優先的に支援する。</p> <p>(2) 生産調整を実施している受益者を優先的に支援する。</p> <p>4 事業実施期間：1年</p>

別記共通様式第1号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域協議会
会長

印

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(共同活動支援事業・営農活動支援事業) 実施申請について

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業(共同活動支援事業・営農活動支援事業)を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業内容	事業費	負担区分			開年 始月 予日 定	完年 了月 予日 定	備 考
		国交付金	県補助金	市町村 補助金等			
1 共同活動支援事業	円	円	円	円			
2 営農活動支援事業 ・営農基礎活動支援 ・先進的営農支援							
合 計							

※注1：表題等において該当する事業名に○印を付けること。

※注2：平成19年度の申請時には、申請時共同活動支援交付金所要額調書（共同様式第1号）及び県基本フレームにより市町村が定めた、農地・水・環境保全向上対策推進方針を添付のこと。

なお、営農基礎活動支援及び先進的営農支援を実施する場合には、事業実施計画書（営農様式第1号）及び別紙「米の生産調整の取組状況表」も添付すること。

※注3：実施する事業内容により提出先等が異なるので（別表1参照）、各提出先に該当しない事業内容の事業費等は、カッコ書きで記載すること。

※注4：県補助金算出方法（例）

- (1) 活動組織ごとに、対象農用地面積の端数処理をa単位（小数第一位切り捨て）に行う。
- (2) 活動組織ごとに、(1)で端数処理した面積に県交付単価を乗じて算出した金額を算出。
- (3) 地域協議会ごとに、(2)で算出した金額を集計し、県補助金とする。

別紙

平成 年度米の生産調整の取組状況表

市町村名	活動組織名	営農活動対象区域名	注2 営農活動対象区域 受益範囲		米の生産調整の取組状況										
			農家数	面積	営農活動対象区域受益範囲			市町村							
					注3 作付確定面積 A	注4 主食用等水稲作付面積 B	作付状況 B/A	注5 配分対象農業者数 C	注6 生産調整方針参加農業者数 D	参加率 D/C	注7 作付確定面積(全体) E	注8 作付確定面積(方針参加者で生産調整実施者) F	注9 主食用等水稲作付面積 G	作付状況① G/F	作付状況② G/E
A市	C活動組織	E区域	人	ha	ha	ha	%	戸	戸	%	ha	ha	ha	%	%
B町					-	-	-								
	D活動組織	F区域													
		G区域													

- 注1：米の生産調整の取組状況とは、市町村及び営農活動対象区域受益範囲ごとに事業着手年度の米の生産調整の取組計画を記載することとし、作付状況等は小数点第1位まで、面積は小数点第2位まで記入すること。
- 注2：農家数及び面積とは、当該区域受益範囲における実施要綱別紙2第4の3の(2)のア又はイの先進的な取組を行う営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家（法人を含む）のうち実施要領第5の5の(2)のアの要件のいずれかを満たす農家（以下先進的取組実施農家という）の数及びその先進的な取組を行う面積の合計。
- 注3：作付確定面積とは、当該区域受益範囲における先進的取組実施農家の生産調整方針の運用に関する要領（以下、「生産調整要領」という。）第5の4の(2)に定める「認定方針作成者が農業者等に通知した作付確定面積（確定前は作付目標面積）」と、生産調整方針に参加せず市町村水田農業推進等協議会から直接情報提供した作付目標面積の合計。
- 注4：主食用等水稲作付面積とは、当該区域受益範囲における先進的取組実施農家の主食用等水稲作付面積の合計（生産調整要領第6の2に定める生産数量目標の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く）
- 注5：配分対象農業者数とは、当該市町村において、生産調整要領第5の4の(2)に定める「認定方針作成者から生産確定数量及び作付確定面積の決定通知を受けた農業者等」（確定前は、生産数量目標及び生産目標面積）と、生産調整方針に参加せず市町村水田農業推進等協議会から直接需要量情報を提供した農業者等の合計。
- 注6：生産調整方針参加農業者数とは、当該市町村において、生産調整要領第5の4の(2)に定める「認定方針作成者から生産確定数量及び作付確定面積の決定通知を受けた農業者等」の数（確定前は、生産数量目標及び生産目標面積）。
- 注7：作付確定面積（全体）とは、当該市町村において、生産調整要領第5の4の(2)に定める「認定方針作成者が農業者等に通知した作付確定面積」（確定前は作付目標面積）と、生産調整方針に参加せず市町村水田農業推進等協議会から直接情報提供した作付目標面積の合計。
- 注8：作付確定面積（方針参加者で生産調整実施者）とは、当該市町村において、生産調整要領第5の4の(2)に定める「認定方針作成者が農業者等に通知した作付確定面積」（確定前は作付目標面積）のうち生産調整を実施した者に通知した作付確定面積確定前は作付目標面積の合計。
- 注9：主食用等水稲作付面積とは、当該市町村における全ての農業者等の主食用等水稲作付面積の合計（生産調整要領第6の2に定める生産数量目標の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く）。

共同様式第 1 号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域協議会
会長 印

共同活動支援事業所要額（変更）調書の提出について

新潟県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領（平成 19 年〇月〇日付け農建第〇〇号、農園第〇〇号通知）における別紙 1 第 3 条第 2 項の規定に基づき、共同活動支援事業所要額調書を作成したので、下記のとおり提出します。

記

	対象活動 組織数	協定農用地 面積 (ha)	対象農用地 面積 (ha)	共同活動支援交付金所要額	
				(千円)	
				基礎支援	促進費
田					
畑					
草地					
計					

※注：添付書類

- ・別紙「地区調書」
- ・協定書（写し）（実施要領参考様式第 9 号）
参考様式の添付様式資料も添付すること
- ・県基本フレームにより策定した、対策期間 5 ヶ年の維持管理計画及び集積計画

<変更の場合>

- ・面積、所要額欄には上段（ ）書きで変更前数値を記入
- ・変更理由説明資料（任意様式）を添付

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会長 様

新潟県知事

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(共同活動支援事業) 補助金の割当内示について (通知)

このことについて、下記のとおり割当内示をします。

なお、新潟県補助金等交付規則第2条第1項に定める補助金交付申請書は、所轄の地域機関の長が別途指示する日までに、当該地域機関へ提出してください。

記

事業名	平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業 (共同活動支援事業)
-----	------------------------------------

区分	対象農用地面積 (a)	交付額 (県補助金) (円)
田		
畑		
草地		
計		

事業費	負担区分		
	国交付金	県補助金	市町村補助金等
円	円	円	円

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域協議会長
会 長 印

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(共同活動支援事業)における資金管理状況報告書

新潟県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領(平成19年 月 日付け農建第 号、農園第 号通知)における別紙1第6条の2の規定に基づき、資金管理状況報告書を作成したので、下記のとおり提出します。

記

平成 年 月 日現在

1 資金収支管理の状況

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
1 前年度積立額		1 当該年度取崩額	
2 当該年度資金受入額		2 次年度への積立額	
3 実施要領第4の11の(1)に基づく返還額		3 実施要領第4の13の(2)のオに基づく返還	
4 運用益		—	—
5 実施要領第4の12の(3)に基づく返還額		—	—
計		計	

2 対象活動組織への交付額

(単位:円)

区分	対象活動組織への交付額		
	うち国交付金	うち県補助金	うち市町村補助金等
基礎支援			
促進費			
計			

共同様式第4号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域協議会
会 長 印

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業（共同活動支援事業）実施状況報告書

このことについて、新潟県農地・水・環境保全向上対策事業実施要領別紙1第6条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（別紙） 報告地区一覧表（実施要領参考様式第23号別紙）

営農様式第1号

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(営農活動支援事業) 実施計画書 (実績書)

市町村名			地域協議会名			
現必状及び事業の性	*①環境保全型農業の実践状況及び今後の方向性、②特別栽培農産物等の栽培状況					
期待される効果	※市町村が策定するビジョン等において明確にされていること					
活動組織数	組織		営農活動区域数	区域		
作物の栽培面積	水 稲	麦・豆類	野菜類	果樹類	花 き	その他品目
	ha	ha	ha	ha	ha	ha
うち5割以上低減面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha
うち先進的営農支援対象面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha
事業費負担区分	事業区分		事業費		負担区分	
			千円		国交付金	県補助金
					千円	千円
	1 営農基礎活動支援					
2 先進的営農支援						
合 計						

※注1：「5割以上低減面積」：化学合成農薬と化学肥料を地域の慣行から5割以上低減した栽培面積

「先進営農支援対象面積」：当該事業における先進的営農支援の対象面積

※注2：別紙1「事業費（営農活動支援事業）等積算（精算）内訳表」、別紙2「事業（営農活動支援事業）計画（実績）一覧」及び別表3「その他添付書類一覧」に示す書類等を添付のこと

別紙 1

平成 年度農地・水・環境保全向上対策事業費（営農活動支援事業）等積算（精算）内訳表

1 営農基礎活動支援補助額積算（精算）内訳

活動組織名	営農活動対象 区域数 ①	交付額／区域 ②	交付額合計 A ①×②	補助率 B	県補助額 A×B
		200,000円			円
合 計		—			

2 先進的営農支援

(1) 活動区域別先進的営農支援補助額積算（精算）内訳

活動組織名	営農活動対象 区域名	対 象 作物名	対象作物交付単価 （／10a）①	取組面積 ②	事業費 A ①×（②÷10）	補助率 B	県補助額 A×B
			円	a	円		円
合 計	—	—	—	a	円		円

(2) 作物別先進的営農支援補助額積算（精算）内訳

対象作物名	対象作物交付単価 （／10a）①	取組面積 ②	事業費 A ①×（②÷10）	補助率 B	県補助額 A×B
	円	a	円		円
合 計	—	a	円		円

※注1
補助率は、「交付額」
及び「対象作物交付
単価」の1／4以内

※注2
「対象作物交付単価」
は、別紙2第5条及
び実施要綱別紙2の
第4の4を参照のこ
と

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業（営農活動支援事業）計画（実績）一覧

活動組織名 営農活動対象区域名	事業計画（実績）										
記載例 A組織 B区域	取組内容	ほ場からの流出抑制	有機物資源循環利用	化学肥料・化学農薬低減	環境負荷低減資材	その他	取組農業者数 A	80人			
		・畦塗りの実施	・たい肥施用	・土壌診断後に施肥 ・温湯種子消毒	・生分解性 ^ア ラ利用		対象農業者数 B	100人			
								割合 A/B	80%		
	まとまり要件		採用要件	まとまり要件の判断							
		作物ごと	○	先進的取組農業者数①	20人	対象作物生産農業者数②	40人	割合①/②	50%		
		作物全体		先進的取組農業者数③	人	対象農業者数④	人	割合③/④	%		
				先進的取組実施面積⑤	a	作付面積⑥	a	割合⑤/⑥	%		
	取組内容	ほ場からの流出抑制	有機物資源循環利用	化学肥料・化学農薬低減	環境負荷低減資材	その他	取組農業者数 A	人			
							対象農業者数 B	人			
								割合 A/B	%		
	まとまり要件		採用要件	まとまり要件の判断							
		作物ごと		先進的取組農業者数①	人	対象作物生産農業者数②	人	割合①/②	%		
		作物全体		先進的取組農業者数③	人	対象農業者数④	人	割合③/④	%		
				先進的取組実施面積⑤	a	作付面積⑥	a	割合⑤/⑥	%		
	取組内容	ほ場からの流出抑制	有機物資源循環利用	化学肥料・化学農薬低減	環境負荷低減資材	その他	取組農業者数 A	人			
							対象農業者数 B	人			
								割合 A/B	%		
	まとまり要件		採用要件	まとまり要件の判断							
		作物ごと		先進的取組農業者数①	人	対象作物生産農業者数②	人	割合①/②	%		
		作物全体		先進的取組農業者数③	人	対象農業者数④	人	割合③/④	%		
				先進的取組実施面積⑤	a	作付面積⑥	a	割合⑤/⑥	%		

※「まとまり要件」は、別表2の記載事項を参照のこと

営農様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

〇〇地域協議会
会 長 印

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(営農活動支援事業) 採択前着手届

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業(営農活動支援事業)を採択前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は自力事業とすることを了承の上、提出します。

記

1 採択前着手をしようとする内容

地域協議会名	
開始予定年月日	
完了予定年月日	
事業内容	
事業費	円

2 採択前着手の理由

※注：添付書類は必要に応じて提出を指示することがある

営農様式第3号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域協議会
会 長 印

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業
(営農活動支援事業) 完了報告書

平成 年度新潟県農地・水・環境保全向上対策事業(営農活動支援事業)が完了した
ので関係書類を添えて報告します。

記

地域協議会名	
開始年月日	
完了年月日	
事業内容	
事業費	円

※注：添付書類

- ・事業実施実績書(営農様式第1号)
- ・営農様式第1号の別紙1～2及び別表3「その他添付書類一覧」に示す書類等

別表 3

その他添付書類一覧

○実施申請時に添付

実施要領様式番号	添付書類の内容等
参考様式第1号（写し）	農地・水・環境保全向上対策に係る地域協議会の承認申請書
参考様式第26号（写し） （又は第27号）	農地・水・環境保全向上対策に係る協定書
参考様式第28号（写し）	活動組織規約
参考様式第44号（写し）	営農活動支援交付金に係る生産計画
参考様式第52号（写し）	営農活動支援交付金に係る採択通知書

※注1：「実施要領」とは、平成19年3月30日付け18農振第1778号「農地・水・環境保全向上対策実施要領」のこと

※注2：各参考様式における添付様式資料も添付すること

※注3：以前提出されたことのある同内容の添付書類については、提出を省略することができる。

※注4：この他必要な様式等は、必要に応じて提出を指示することもある

○完了報告時に添付

実施要領様式番号	添付書類の内容等
参考様式第56号（写し）	生産記録
参考様式第57号（写し）	点検シート
参考様式第58号（写し）	営農活動支援交付金に係る実施状況報告書
参考様式第66号（写し）	営農活動支援交付金に係る実施状況の確認通知書
参考様式第68号（写し）	営農活動支援交付金実施状況調書

※注1：「実施要領」とは、平成19年3月30日付け18農振第1778号「農地・水・環境保全向上対策実施要領」のこと

※注2：各参考様式における添付様式資料も添付すること

※注3：実施申請時に提出した各様式の記載内容に変更が生じている場合には、その変更申請や変更承認等に係る書類も添付すること

※注4：この他必要な様式等は、必要に応じて提出を指示することもある